

特別基準恩赦の結果について

昨年、即位の礼に当たり実施された特別基準恩赦の結果は、以下のとおり。

1 特別恩赦基準

- (1) 懲役、禁錮又は罰金に処せられた者のうち、病気等で長期間刑の執行が停止され、なお長期にわたり執行困難なものに対する、刑の執行の免除
- (2) 罰金刑の執行終了者のうち、刑を受けたことが社会生活上の障害となっているものに対する、復権

※ 特別恩赦基準内に、被害者等の心情に配慮する旨を明記

2 結果

(1) 受理件数	100件
刑の執行の免除	18件
復権	82件
(2) 恩赦相当とされた件数	28件 (相当率28パーセント)
刑の執行の免除	8件 (相当率約44.4パーセント)
復権	20件 (相当率約24.4パーセント)

3 罪種別内訳

罪種	受理件数		恩赦相当件数	
	刑の執行の免除	復権	刑の執行の免除	復権
凶悪犯・粗暴犯	1	18	1	2
財産犯	5	0	3	0
交通事犯	3	22	2	15
薬物事犯	6	0	1	0
その他	3	42	1	3
合計	18	82	8	20

(注) 恩赦相当とされた件数に、性犯罪、児童の性的搾取等事犯及び選挙事犯は含まれていない。